



法定相続情報証明って？

戸籍の束から相続人を一枚の書面にまとめた証明書です。



法務局に対し、法定相続人が誰であるかを記載した「法定相続情報一覧図」の交付請求をすることができます。通常、何通もの戸籍を読み解かないと判明しない法定相続人が、法定相続情報一覧図の写し1枚でわかります。

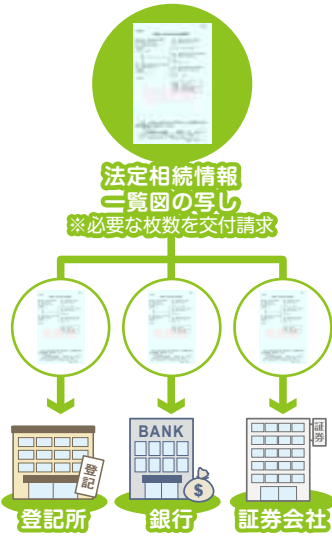


何に使うの？

- ①亡くなった方名義の預貯金の払戻等
 - ②不動産の相続手続
 - ③有価証券の相続手続、その他の相続手続
- 法定相続情報一覧図で戸籍の代わりになります。

相続手続をする際には、原則手続ごとに、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍謄本など相続を証明する書類一式を提出する必要があります。法定相続情報一覧図は、数枚にわたる戸籍の代わりになりますので、戸籍が1通足りないといった不測の事態は生じません。

また、法定相続情報一覧図を複数枚取得することで、重複した戸籍謄本を入手しなくても複数の手続を同時に行うことができます。



こんな時には司法書士に相談を

- ◆ 親が亡くなったので土地の名義を変えたい。
- ◆ 遺言書をつくりたい。
- ◆ 母が認知症のため父の相続について遺産分割協議ができない。
- ◆ 会社を設立したいけど何から始めたらいいかわからない。
- ◆ 悪質商法から高齢の親を守りたい。
- ◆ 成年後見制度って何？
- ◆ 借金の整理にはどんな方法があるの？
- ◆ 会社から突然辞めてくれと言われたが納得がいかない。
- ◆ 車をぶつけられたので修理費を請求したい。

群馬司法書士総合相談センター

無料
電話相談

☎ 027-221-0150

月～金(午前10時-午後4時) ※祝日・年末年始除く

★司法書士が常時対応しています。
お気軽にお問い合わせください。

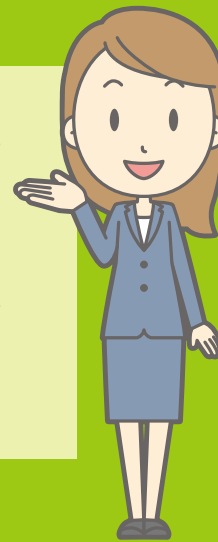
相続のことなら
お近くの司法書士、またはセンターに
ご相談ください



相続手続の新制度

法定相続情報 証明制度

新制度を利用して
司法書士に
相続手続の依頼を
してみませんか？



相続手続で
司法書士が選ばれる3つの理由



詳しくは中面をご覧ください



群馬司法書士会



どうして
司法書士が
いいの？

相続手続で 司法書士が選ばれる **3** つの理由

理由 1 必要な書類の取得から作成まで、司法書士がおこないます。

相続手続で大変な作業のひとつは、戸籍類の収集とその内容確認です。戸籍等に不足があると手続が滞ることがよくあります。司法書士は、相続に関し多くの方の相談を受け、手続を行っており、戸籍類を取り寄せしたり内容を確認したりするのが得意としております。相続手続は相続人の正確な確定が前提となり、その相続人の意思を反映した書類作成が重要です。また、法定相続人について記載した「法定相続情報一覧図」があると、法定相続人について証明する戸籍がすべてあるかを確認する手間が省略でき、相続の各種手続がスムーズになります。司法書士は、「法定相続情報証明制度」についても、戸籍類の取得、一覧図の作成、法務局への申出等を行うことができます。

理由 2 皆様に代わって、不動産・預貯金・有価証券などの名義変更を司法書士がおこないます。

相続では、預貯金、不動産、生命保険、有価証券などについて、それぞれ別の手続が必要です。預貯金には預貯金の、不動産には不動産の手続があり、すべてを行うのは大変なことです。司法書士はこれらを業務として行っておりますので、不動産の相続手続のみならず、預貯金や有価証券などの相続手続も行うことができます。

理由 3 司法書士は相続手続の専門家です。

司法書士は、不動産の相続登記申請のほか、遺産分割調停の申立、遺言書の作成、相続放棄手続などさまざまな相談を受けており、あらゆる相続手続について安心して相談ができる専門家です。また、皆様の依頼により、財産管理人として相続財産の承継のお手伝いをすることもできます。